

「自由化」を規定する投資条約の展開*¹

猪瀬 貴道*²

要 約

投資条約における投資の自由化は、投資の定義の拡大、実体規定の対象拡大、紛争処理の対象拡大（潜在的投資家、投資設立前の活動における損害）などの形で規定される。とくに近年の投資条約や FTA・EPA における投資章は、投資外国投資に対する規制など投資の自由化を妨げる参入障壁の低減のための実体的ルールの整備が進んでいる。

しかし、投資の自由化を実質的なものにするためには、これまで、投資条約違反に対する制度として用いられてきた投資家による ISDS 条項を利用した責任追及（損害賠償）請求では限界があり、締約国間の制度構築・整備が必要である。

キーワード：投資条約（投資協定）、自由貿易協定 FTA、経済連携協定 EPA、投資の自由化、外国投資規制、パフォーマンスリクワイアメント、ISDS 条項、ICSID 条約

JEL Classification：F02, F21, F23

I. はじめに

ある国の私人（自然人・法人）による外国における経済活動である外国直接投資について、1990 年代以降、関係国間の条約締結による規律が広く展開している¹⁾。本稿では、これらの条約を総称して「投資条約」とする。投資条約は、主に二国間投資条約（Bilateral Investment Treaty, BIT）として締結されてきた。

二国間投資条約は、一方締約国の投資家（国民）によって他方締約国において投資が設立された場合の当該投資家の投資の待遇基準などを

定める。個々の二国間投資条約は、二国間交渉によって締結されるため、詳細な規定内容は条約ごとに異なるが、多くの国はモデル条約を作成して参照したり、先行条約の規定を参照したりして条約交渉を行っており、一定程度共通する規定内容となっている²⁾。また、二国間投資条約は、最恵国条項を持つものが多く、規定の差異は一定程度均霑される。二国間投資条約において、一般的に規定されるのは、定義（条約の対象範囲）、最恵国、条約相手国の投資家の

* 1 本研究は JSPS 科研費 16K16996, 16K03318, 18H00799 による助成の成果を含む

* 2 北里大学一般教育部・准教授

1) 投資協定についての概説として、小寺彰（2006 年）を参照。

2) 投資条約の交渉と展開については、西元宏治（2010 年）を参照。

投資の待遇（内国民待遇、公正衡平待遇、完全な保護保障）、取用条件、投資家＝国家間紛争解決、国家間紛争解決などである。

従来の二国間投資条約の多くは、相互の民間投資の促進と保護を目的とするものの、投資家の待遇については、一方締約国の投資家が、他方締約国の領域内に投資を設立した後の待遇を定める「保護型」の条約である。外国投資の受入条件については、原則として投資受入国となる締約国の決定（国内法）に委ねられる。それに対して、近年、相手国からの民間投資の参入障壁を低減する規定を含む「自由化型」の二国間投資条約も締結されるようになってきている。なお、自由化型の投資条約は、自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）や経済連携協定（Economic Partnership Agreement, EPA）における投資章という形をとる場合もある。

このような自由化型の投資条約においては、投資を設立する前の「潜在的投資家」についても規律対象となる。この場合、投資条約で合意した規定に反する参入障壁は、条約違反が問われることになるが、潜在的投資家が投資条約の

特徴のひとつである投資条約上の一方締約国の投資家と投資受入国である締約国との間の投資家＝国家間紛争解決（ISDS）条項に基づく紛争解決を利用するにはいくつかの制約がある。潜在的投資家は、厳密にはまだ投資を行っていないため、条約の対象となる投資家とはならないことになる。それに対しては、投資の定義の拡張により投資の「設立、取得、拡大」を対象とすることで対処が行われている。ただし、そのような場合でも、ISDS条項に基づく紛争解決の対象外とされる場合があるほか、投資家の投資に対する損害を前提とする場合、投資を設立する前の潜在的投資家が利用不可能となる。

したがって、自由化型の投資条約が締結されたにもかかわらず、参入障壁が逡減されない場合、実際に投資の自由化を進めるためには、ISDS条項以外の方法が必要となる。その方法としては、締約国間紛争解決手続や締約国間協議などが考えられる。

本稿では、投資条約による投資の自由化について関連条項を整理して、自由化の実現のための方策を検討する。

II. 投資条約による投資の自由化

II-1. 投資の参入障壁

投資条約による投資の自由化とは、外国投資に対する参入障壁の逡減を進めることである。まず、外国投資の具体的な参入障壁について整理する。投資の参入障壁は、外国投資家に対して国内投資家よりも重い要件を課したり、恣意的で過剰な行政手続を課したりするなどの差別的規制が典型的であるが、さまざまな形態をとる。外国投資家のみを対象として差別的になされるものもあれば、無差別になされるものもある。また、直接的な影響をもつものと間接的な影響をもつものがある。

まず、差別的参入障壁としては、外国投資規

制があげられる。原則として、国家は、その領域における外国投資の参入および設立の条件を決定する主権的権利を有する。その権利に基づき、国家は、外国投資規制として外国投資の参入および設立を管理・制限したり、国内事業の外国所有および支配を制限したりする。国内経済への参入管理として、数量制限、登録、審査・監視、条件付参入があるほか、現地調達、国内経済発展に関するパフォーマンスリクワイアメントとして、費用負担、特別課税、特別保証、資本および為替の制限などが行われる³⁾。国内事業の外国所有および支配の制限として、外国所有の数量制限、現地事業体への強制移転、強制的

共同事業などがある。また、株主の権利制限、株式移転制限など株主権限の制限による管理もある。さらに、投資実施への政府介入もある。

環境や課税に関する国益の保護のための規制も、投資家の事業設立に制限的影響を与える場合がある。通常、これらの規制は、内国投資家と外国投資家に無差別に適用されるが、正当な国内政策の目的、たとえば、安全保障、天然資源管理、重要インフラストラクチャ、公衆衛生、環境、開発などの目的に対して、過大かつ不均等な要件が、外国投資家に課される場合がある⁴⁾。

投資家と投資受入国との間で締結されるさまざまな契約などの合意についても問題となる⁵⁾。天然資源開発に関する投資においては、投資受入国が、その領域やその他必要な国家財産の使用を許可するコンセッション協定等が締結されることが多く、エネルギー事業への投資においては、官民提携、BOT (Build-Operate-Transfer) 方式、BOOT (Build-Own-Operate-Transfer) 方式が用いられることが多い。投資受入国と投資家は、これらの契約などにおいて、所有権が受入国事業体に移転されるまでの期間における融資、設計、構造、設備操作について合意する。また、投資受入国は、事業に必要な土地やその他の施設を提供するほか、投資家がその初期投資費用を回収できるように事業成果を購入することに合意する。

これらの投資家と投資受入国との間の合意においては、相互に関係するコンセッション協定、購入契約、履行契約、実施契約などが締結されて、投資の参入条件を決定することになる。たとえば、履行契約は、投資家に一定の履行義務

を課すことになる。他方、政治的不可抗力保証や払い戻し条項などの購入契約の条項は、投資受入国の自由を拘束する。これらの合意による参入障壁としての影響は、投資家と投資受入国との間の権利と義務に関する合意の全体像を考慮に入れて検討しなければならない。

以上のような、外国投資家に対する差別的障壁のほか、投資時に外国投資家に悪影響を及ぼす投資受入国による事実上の参入障壁がある。具体的には、規制の恣意的な適用、プロセスの遅延、透明性の欠如、非効率性、および過度の管理手続などがある。これらの障壁は通常、当該事業における投資家全体に影響を与えることから、国内投資家にも同様に影響を与える。これらの障壁は、法の支配の不尊重や適切に設計されていない規制や制度から生じる。

前述の差別的障壁とは異なり、事実上の障壁は、投資受入国の貿易と投資を促進するという制作目的に合致するものとはいえない。貿易と投資を促進するために、世界銀行、OECD、UNCTADなどの国際機関は、投資受入国の規制および管理環境における透明性と予測可能性の重要性を強調する⁶⁾。投資受入国における首尾一貫しないまたは不正確な政策、行政の意思決定プロセスに含まれる多くの段階、行政および政策の明確さの欠如によって生じる行政上の負担は、投資の円滑化を妨げるとされる⁷⁾。世界銀行による報告書においても、行政負担のコストによる投資に対する影響が指摘される⁸⁾。とくに、発展途上国における行政負担は、投資への影響が大きい。世界銀行によれば、事業を開始する際に必要な手続に関して、発展途上国と先進国の間に平均して3倍の違いがあるとさ

3) Meguro, Maiko (2017), p. 22

4) OECD (2007), "Part I Chapter 3 Freedom of Investment, National Security and "Strategic" Industries: An Interim Report", pp. 53-63, "Part I Chapter 5 Essential Security Interests under International Investment Law", pp. 93-134

5) 実際に紛争が生じた場合の処理については、濱本正太郎 (2008年) を参照。

6) See, World Bank (2004), Jacobs, Scott and Jacqueline Coolidge (2006), UNCTAD (2013), UNCTAD (2014), OECD (2015-1)

7) OECD (2015-1), pp. 39-45

8) World Bank (2015)

れる⁹⁾。また、発展途上国における規制の予測不可能性も投資家にとっての懸念となる。世界銀行の調査によると、95%の企業が正式な政策とその実施の間にギャップがあると報告しており、規制の予測不能性を伴う高リスク国への投資には低リスク国への投資の2倍以上の収益率が必要とされる¹⁰⁾。

投資受入国の政治状況および経済状況も外国投資に大きな影響を与える。投資家は、投資設立に莫大な支出をするが、すぐに収益が出るわけではない。投資家は、投資プロジェクト期間中に関連する規制や契約の条件が変更されないことを前提として、多大なリスクを負担する。国家デフォルトや経済危機における通貨の切り下げなどの状況は、投資家にとって大きな政治的リスクとなる¹¹⁾。

投資の自由化を進め、外国投資を促進するためには、投資条約などの国際的ルール¹²⁾によってこのような参入障壁について法的に規律することが必要となる¹³⁾。

II - 2. 投資設立前の活動の保護

保護型の投資条約は、すでに行われている投資、すなわち投資設立後の活動を対象とする。したがって、参入障壁に対する規律は難しいことになる。それに対して、自由化型の投資条約は、投資設立前の活動についても対象とすることで、外国投資に対する参入障壁に対する規律として機能する。投資設立前の活動とは、投資受入国の領域内での参入および投資の設立に関

する活動である¹⁴⁾。投資家は、投資を設立する前にさまざまな段階を踏む場合が多い。すなわち、投資家は、投資受入国との間の最終投資契約締結や実際の事業運営といった形での投資設立の前に、リスクとリターンの評価、許認可の申請、投資受入国との関連契約の締結、投資関連の活動を行うための実現可能性調査（事業化調査）などを行う。

これらの活動について投資条約の対象とするためには、投資条約上の「投資 [財産]」の定義や「投資を行うこと (making of investment)」の定義として、新規投資の設立、既存投資の全部または一部の取得、またはさまざまな分野の投資活動への移行などを含めることが行われる¹⁵⁾。2012年の米国モデルBITでは、内国民待遇を定める第3条において、「各締約国は、投資の設立、取得、拡大、管理、実施、運営および売却またはその他の処分に関して、同様の状況にある自国の投資家よりも不利ではない待遇を相手国の投資家に与える」と規定する¹⁶⁾。投資の「設立、取得、拡大」は、投資設立前の活動である。投資の拡大という表現は、投資設立前および投資設立後の活動の間を繋ぐ機能を有する。

近年の投資条約交渉において、米国、カナダ¹⁷⁾、日本¹⁸⁾の投資条約交渉、および地域経済統合内の投資章¹⁹⁾では、投資設立前の活動の規律を含む自由化型の投資条約を推進するアプローチが取られている。たとえば、環太平洋経済連携 (Trans-Pacific Partnership, TPP) 協定 (2016年) では、「内国民待遇 (National Treatment,

9) Id, pp. 167-230

10) World Bank (2004), pp. 23-24

11) 実際に、アルゼンチン経済危機は、外国投資家の投資に大きな影響を与え、多くの仲裁が提起された。田島陽一 (2013年)、川瀬剛志 (2009年) を参照。

12) 投資条約などのハードローだけではなく、関連国際組織による指針などのソフトローも重要である。

13) ただし、投資条約の規定が外国直接投資の増加につながるかについては批判的見解もある。例えば、Berger, Axel, Busse, Matthias, Nunnenkamp, Peter and Roy, Martin (2013), Busse, Matthias, Königer, Jens and Nunnenkamp, Peter (2010)

14) Dolzer, Rudolf and Christoph Schreuer (2008), pp. 79-81

15) たとえば、エネルギー憲章条約第1条 (8) がある。

16) "Article 3 Each Party shall accord to investors of the other Party treatment no less favourable than that it accords, in like circumstances, to its own investors with respect to the establishment, acquisition, expansion, management, conduct, operation, and sale or other disposition of investment in its territory."

NT)」「最恵国 (Most-Favoured-Nation, MFN) 待遇」「パフォーマンスリクワイアメント (Performance Requirements, PRs)」の対象に投資の「設立、取得、拡大」を含めている²⁰⁾。2018年11月に合意されたNAFTAに代わる米国・メキシコ・カナダ間の協定 (USMCA) に第14章においても同様である²¹⁾。

他方、EUおよび発展途上国の投資条約交渉では、従来型の保護型の投資条約を推進するアプローチが取られている。これらのアプローチでは、投資の設立、取得、拡大への言及はなされない。ただし、この場合においても、「設立の権利 (right to establishment)」についての規定がおかれる例や、「投資の参入 (admission)」を許可することを相互に約束し、無差別、透明性、公正衡平待遇、投資円滑化を投資の参入に拡張する例がある。また、EUの近年のFTA等は、サービスの設立または市場アクセスに関する章において、投資設立における保護を含む例がある。

このように、投資条約の対象に投資設立前の活動が含まれている場合には、締約国は、相手国の潜在的投資家による投資設立前の活動に対して、参入段階における内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンスリクワイアメントの制限など一定の条件の待遇を与える義務を負う。

II-3. 参入障壁の規律

国家は、自国における外国投資家の参入と設立、国内事業について持分の新規取得および既存事業の拡大などを統制し規制する主権を有する。また、国家は、外国投資が国内の地域経済に統合されて国家安全保障や持続可能な開発などに寄与するように、投資環境の整備と開発政策のバランスを図る。その実現のため、国家は、投資に関する量的制限、経済的需要テスト、外国人所有制限、合弁事業要件、さらには特定の経済活動からの直接的排除などの外国投資に対する差別的障壁の通減・撤廃を検討することになる。また、外国投資に対する事実上の障壁の低減・撤廃のためには、法の支配による国際基準を導入することも検討される²²⁾。

これらの参入障壁の通減・撤廃についての投資条約の関連条項は、内国民待遇条項、最恵国条項、パフォーマンスリクワイアメント禁止条項、市場アクセスと設立の権利条項、公正衡平待遇条項、アンブレラ (義務遵守) 条項などがある。これの条項のうち、内国民待遇条項、最恵国条項、パフォーマンスリクワイアメント禁止条項、市場アクセスと設立の権利条項は、外国投資家に対する差別的障壁の通減・撤廃に関連し、公正衡平待遇条項、アンブレラ (義務遵守) 条項は、事実上の障壁に関連する。

内国民待遇条項および最恵国条項による無差

17) Canada-Cameroon FIPA 第1条では、締約国の投資家の定義として、投資をなした (has made an investment) 締約国国民または企業に加えて、投資をなそうとし (seeks to make)、投資をなしている (is making) 締約国国民または企業を規定する。

18) 日本=モンゴル EPA (2016年発効) 第10.2条は、投資活動の定義として、投資の「設立、取得、拡大」を含める。

19) 中米自由貿易協定 (Central American Free Trade Agreement, CAFTA)、南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community) などがある。

20) TPP 協定第9.4条、第9.5条および第9.10条。なお環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans Pacific Partnership, CPATPP, TPP11) の規定も同様である。TPPの規定について、中川淳司 (2016年)、石戸信平・米谷三以・藤井康次郎 (2016年-1および2016年-2) を参照。

21) Agreement between the United States of America, the United Mexican States, and Canada 05/30/19 Text, Chapter 14 Investment, Article 14.4 National Treatment, Article 14.5 Most-Favored-Nation Treatment, Article 14.10 Performance Requirements, available at https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Text/14_Investment.pdf

22) Franck, Susan D. (2007)

別原則は、国際経済法のさまざまな分野で用いられる原則である²³⁾。無差別原則は、伝統的に貿易障壁を排除して貿易の自由化を促進するために用いられてきたもので、最恵国条項は、貿易における国際的競争条件の調和を図り、内国民待遇条項は外国人に対する貿易障壁を排除することを目的とする。投資条約においても無差別原則が外国投資に対する待遇基準として規定され、条約相手国の投資家の投資について、内国投資や第三国投資よりも不利ではない待遇を保障する。

自由化を含む投資条約における内国民待遇条項および最恵国条項は、参入段階における条約相手国投資家の投資に対する国内規制を自国投資家の投資や第三国投資家の投資と比べて不利ではないものとするを要求し、条約相手国の潜在的投資家による投資設立前の活動についても、自国の潜在的投資家や第三国の潜在的投資家の投資設立前の活動と比べて不利ではない待遇を要求する。たとえば、NAFTA 第1102条は、内国民待遇として以下のように規定する。

1. Each Party shall accord to investors of another Party treatment no less favorable than that it accords, in like circumstances, to its own investors with respect to the establishment, acquisition, expansion, management, conduct, operation, and sale or other disposition of investments.
1. 各締約国は、他の締約国の投資家に対して、投資の確立、取得、拡大、管理、実施、運営、および売却またはその他の処分に関して、同様の状況にある自国投資家よりも不利ではない待遇を与える。
2. Each Party shall accord to investments of investors of another Party treatment no less favorable than that it accords, in like circumstances, to investments of its own investors with respect to the establishment, acquisition, expansion,

management, conduct, operation, and sale or other disposition of investments.

2. 各締約国は、他の締約国の投資家の投資に対して、投資の設立、買収、拡大、管理、実施、運営、および売却またはその他の処分に関して、同様の状況にある自国投資家の投資よりも不利ではない待遇を与える。

また、同じく NAFTA 第1103条は、最恵国条項として、以下のように規定する。

1. Each Party shall accord to investors of another Party treatment no less favorable than that it accords, in like circumstances, to investors of any other Party or of a non-Party with respect to the establishment, acquisition, expansion, management, conduct, operation, and sale or other disposition of investments.
1. 各締約国は、他の締約国の投資家に対して、投資の設立、買収、拡大、管理、行動、運営、売却またはその他の処分に関して、同様の状況にある他の締約国または第三国の投資家よりも不利ではない待遇を与える。
2. Each Party shall accord to investments of investors of another Party treatment no less favorable than that it accords, in like circumstances, to investments of investors of any other Party or of a non-Party with respect to the establishment, acquisition, expansion, management, conduct, operation, and sale or other disposition of investments.
2. 各締約国は、他の締約国の投資家の投資に対して、投資の設立、買収、拡大、管理、行動、運営、売却またはその他の処分に関して、同様の状況にある他の締約国または第三国の投資家の投資よりも不利ではない待遇を与える。

23) たとえば、貿易・通商法分野について、平見健太(2014年)を参照。

日本の近年のBITおよびEPAにおいても、同様の規定を含むものがある²⁴⁾。また、「投資[財産]」や「投資をなすこと」の定義について、投資の「設立、取得、拡大」を含む場合には、内国民待遇条項や最恵国条項において、投資に関する具体的な活動が列挙されていないとしても、投資設立前の活動についても対象となる。なお、EUのアプローチは、若干異なり、投資の設立または市場アクセスは、GATSにおける第3モードに類似するサービス貿易の問題として扱われている。したがって、EUが関係する投資の自由化は、「投資条約」ではなく、サービス貿易の自由化を定めるFTAおよびEPAにおいて取り扱われる。

投資家に対するパフォーマンスリクワイアメントとは、投資受入国での事業に関して特定目標を達成することを要求するものである²⁵⁾。典型的には、現地調達(local content)要求がある。パフォーマンスリクワイアメント禁止は、WTOにおいても議論がなされ、貿易関連投資措置(TRIMs)協定に規定されている。技術移転に関するパフォーマンスリクワイアメントは原則として合法とされるが、現地調達要求および輸出入制限はWTO違反となる²⁶⁾。

投資条約においてもパフォーマンスリクワイアメントの規律が進められている。投資家に対するパフォーマンスリクワイアメントの根拠は、市場における情報の非対称性の克服、国民への経済的利益の分配、輸入代替のような政府介入による歪みやその他の市場の失敗の是正などが挙げられる。とくに、発展途上国においては、長期的な開発戦略の一部として、投資家に現地調達を義務付けることによって地域経済の活性化が図られる。持続可能な開発に対する

PRsの有効性については、見解が分かれている。UNCTADによれば、現地調達要求は資源の割当と成長の観点からは、コストがかかり非効率的であるとの調査研究もあれば、現地調達要求が、情報の非対称性を修正し、地域の能力向上のための効果的なツールとして使用されているという調査研究もある²⁷⁾。パフォーマンスリクワイアメントは、外国投資の利益を地域サービス、労働、製品供給者を含めてより広く分配することを目的するが、実際には、広い公的分配ではなく、小規模で組織化された利益団体に利益をもたらすためのレントシーキングを作り出す。また、OECDの調査によれば、太陽光や風力発電など自然エネルギーにおける現地調達要件は、グローバル・バリューチェーン(世界的価値連鎖、GVC)の観点からは、国際的な投資の流れを妨げる可能性がある²⁸⁾。現地調達要求は、競争低下や効率損失を生むことによって投資環境を損なうだけでなく、貿易を歪曲化して世界規模での競争に悪影響を及ぼすと考えられる。

パフォーマンスリクワイアメントには発展途上国の経済に資する側面もあるものの、国際経済への悪影響が認識されているため、さまざまな経済関連条約において規律が行われており、投資の自由化を含む投資条約においても、明文で禁止される。たとえば、NAFTA第1106条は、

1. No Party may impose or enforce any of the following requirements, or enforce any commitment or undertaking, in connection with the establishment, acquisition, expansion, management, conduct or operation of an investment of an investor of a Party or of a non-Party

24) 2000年代後半以降に日本が締結した自由化型のBITおよびEPA投資章の多くがそうである。経済産業省ウェブサイト・通商政策・EPA/FTA/投資協定「協定要素の比較表」available at https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/element.xls

25) 玉田大(2012年-1)を参照。See also, Nikièma, Suzy H. (2014)

26) GATT第3条4項、TRIMs協定第2条1項違反となる。

27) UNCTAD (2003), p. 8

28) See, OECD (2015-2)

in its territory

1. いかなる締約国も、その領域において、締約国または第三国の投資家の投資の確立、取得、拡大、管理、実施または運営に関連して、以下の要求のいずれかを課したりもしくは執行したり、またはいかなる約束もしくは請負を執行してはならない。

と規定し、禁止されるパフォーマンスリクワイアメントを列挙する。日本のBITおよびEPA投資章においても、同様にパフォーマンスリクワイアメント禁止に関する条項をおくものがある²⁹⁾。

投資受入国による規制が、任意の方法で適用される、複雑である、一貫性がない、規制目的と比較して過剰であるなどの事実上の障壁については、投資条約の「促進および保護」条項およびアンブレラ（義務遵守）条項が規律する。前者は、投資条約相手国の投資家による投資が承認された後にそれが実現するため、投資受入国に対して適切な許可を与えることを求める。後者は、投資契約の履行に関連する投資設立前活動に拡張される場合もある。

なお、公正衡平待遇条項の射程については、議論の余地が残っているが、投資家の恣意的な取扱いからの保護や透明性の欠如は、公正衡平待遇違反となりうる³⁰⁾。ただし、日本のBITやEPAでは、投資設立前の活動については、公正衡平待遇条項の範囲から除外される。

II-4. 例外条項

国家は、投資条約において、外国投資に対する法的安定性と持続可能な開発と安全保障などの国益の確保を両立するため、前述の条約相手国の投資家および投資に関する待遇を定めた条項に対する例外条項を規定する。投資条約の例外条項は、国家の開発政策と外国投資に対する障壁を低減・撤廃の条約上の義務を調和させる

ことを目的とする。投資条約の例外条項には、投資保護の射程に対する例外、不適合措置の留保、ISDS条項に対する留保、安全保障例外などがある。

投資条約の投資保護の射程に対する例外では、自由化するセクターを列挙するポジティブリスト方式、または、特定のセクターを自由化から除外するネガティブリスト方式によって投資条約の適用範囲を制限する³¹⁾。ポジティブリスト方式は、WTOのサービス貿易に関する一般協定（GATS）第20条における市場アクセス規定で使用される形式と同様のものである。GATS義務は、その部門がスケジュールに記載されなければ適用されない。他方、ネガティブリスト方式の例としては、EU＝韓国FTA第7条10項がある。そこでは、

With a view to improving the investment environment, and in particular the conditions of establishment between the Parties, this Section applies to measures by the Parties affecting establishment in all economic activities with the exception of: 投資環境、特に締約国間の設立条件の改善を目的として、本条は、以下を除くすべての経済活動において設立に影響を与える締約国による措置に適用される。

と規定した上で、除外される経済活動として、以下の通り規定する。

- mining, manufacturing and processing of nuclear materials;
- production of, or trade in, arms, munitions and war material;
- audio-visual services;
- national maritime cabotage; and
- domestic and international air transport services, whether scheduled or non-

29) たとえば、2011年9月署名、2015年9月発効の日＝コロンビアBIT第5条は、特定措置の履行要求として、パフォーマンスリクワイアメントを制限する。

30) *Waste Management v. Mexico (II)*, Award on 30 April 2004, para. 98, *Glamis v. United States*, Award on 8 June 2009, para. 605

31) 玉田大（2012年-2）p. 51。See also, Mann, Howard（2007）pp. 3-5

scheduled, and services directly related to the exercise of traffic rights, other than:

- (i) aircraft repair and maintenance services;
- (ii) the selling and marketing of air transport services;
- (iii) CRS services; and
- (iv) other services auxiliary to air transport services, such as ground handling services, rental service of aircraft with crew and airport management services.”

核物質の採掘、製造および加工

武器、弾薬、戦争資材の生産または貿易
映像音響サービス

国内海上カボタージュ

国内外の航空輸送サービス、および以下を除く交通権の行使に直接関連するサービス

- (i) 航空機修理およびメンテナンスサービス
- (ii) 航空輸送サービスの販売およびマーケティング
- (iii) CRS サービス
- (iv) 地上輸送サービス、乗務員による航空機のレンタルサービス、空港管理サービスなど、航空輸送サービスを補助するその他のサービス

TPP 協定（および TPPCP）においても、原則として自由化が規定された上でネガティブリスト方式が採用されている³²⁾。TPP 協定附属書 I では、将来、自由化を促進する方向での規制緩和は認められるが規制強化は認められないラチェット義務（スタンドスティール義務）ありの留保のリスト、附属書 II では、ラチェット

義務なしの留保（包括的留保）のリストが取りまとめられている³³⁾。

投資条約における不適合措置の留保条項は、各国が投資条約上の義務と矛盾する可能性のあるセクター全体について留保を付すこと、または、既存の法律および措置を除外することを可能とする。これらについては、投資条約締結以前に存在する場合のみ認められる投資条約もある。

さらに、投資設立前の活動について ISDS 条項から明確に除外する投資条約も存在する。たとえば、1998 年に OECD において交渉された多数国間投資協定（MAI）においても、ISDS 条項が投資設立前の権利を含む紛争を対象とすべきかどうかという問題が対立点のひとつとなった³⁴⁾。保護型の投資条約は、そもそも投資設立前の活動について条約全体の対象から外れる場合が多い。自由化型の投資条約などのように規律対象を投資設立前に拡大する投資条約においても、紛争処理手続の適用を投資後の活動のみに限定する例もある。たとえば、日＝ブルネイ EPA は、投資条約上の保護を投資設立前に拡大する内容をもつ一方で、ISDS 条項（第 67 条 6 項）は、「紛争投資家は、自己の投資財産の設立、取得又は拡張に関する投資紛争を、4 に規定する調停又は仲裁に付託することができない」としを ISDS 条項に基づく調停と仲裁の対象から除外している。

投資条約における安全保障例外条項の挿入は、国益と投資保護の調和という目的のもと広く行われている³⁵⁾。安全保障例外については、WTO においても GATT 第 21 条が規定される。GATT 第 21 条の解釈として、原則として要件該当性は援用国の自己判断（self-judging）と考えられてきたが、最近の事例においてパネルの審査に服することが示された³⁶⁾。このこと

32) TPP 協定第 9.4 条、第 9.5 条および第 9.10 条、および附属書 I、附属書 II。

33) 中川淳司（2016 年）17-24 頁。

34) MAI 交渉については、小寺彰（1998 年）を参照。また、紛争解決について高桑昭（1998 年）を参照。

35) 森肇志・小寺彰（2014 年）を参照。See also, OECD (2018)

36) Russia - Measures Concerning Traffic in Transit, WT/DS512/, この事件の解説として、平見健太（2019 年）、川瀬剛志（2019 年）を参照。

から、投資に関して何らかの措置を安全保障上の例外と主張する場合にも投資条約仲裁の対象となる可能性はある。

以上のような、例外条項についても、投資受

入国である締約国の措置が、例外として認められるための要件を充足するかについては、投資条約のISDS条項に基づく紛争解決手続において判断がなされる可能性がある。

Ⅲ. 投資条約における自由化の履行確保

Ⅲ-1. 投資条約仲裁とその限界

投資条約の規定について締約国の履行を確保する手段としては、まず、締約国の投資家による投資条約のISDS条項の手続を利用が考えられる。投資受入国である締約国による投資条約の規定の不履行、不遵守、義務違反については、それによって損害を被った投資家が、投資条約のISDS条項の手続によって責任追及がなされる。

しかし、投資の自由化に関わる投資設立前の活動に関する紛争については、事項管轄の問題が生じる。事項管轄の範囲は、原則として、適用される投資条約の「投資」についての定義規定に現れる締約国の意図によって決定される³⁷⁾。

それに加えて、仲裁の手続として投資紛争解決国際センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes, ICSID）が利用される場合、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID条約）第25条に規定される「法律上の紛争」要件と「投資」要件を満たす必要がある³⁸⁾。ICSID仲裁が利用される場合、適用される投資条約が投資設立前の活動を明確に含んでいたとしても、投資設立前の活動が事項管轄の範囲内にあるか否かの判断が必要となる。（潜在的）投資家と投資受入国との間に投資契約等の法的

関係が成立する前の段階の活動についての紛争は、ICSID仲裁の対象となる「法律上の紛争」とならない可能性がある³⁹⁾。

また、「投資」要件についても、ICSID条約第25条の文言自体は、投資の定義をしておらず、「投資」の範囲については、必ずしも合意があるわけではない。また、ICSID条約起草段階においては、投資設立前の活動については議論されなかった⁴⁰⁾。ICSID仲裁が利用されたこれまでの仲裁事例では、投資設立前の活動のみでは事項管轄の要件としての「投資」を構成しないという「判例」として確立されていると評価される⁴¹⁾。

しかし、投資設立前の活動であっても、適用される投資条約が明示的に排除している場合を除き、「投資」要件を満たす可能性があることを示唆する仲裁事例も存在する。この問題のリーディングケースに位置づけられる *Mihaly v. Sri Lanka* 事件では、投資設立前の活動に伴う支出は「投資」を構成しないと判断しているが、それを一般化することは避け、「他の状況では、類似の支出が投資とみなされることもあり得る」と述べる⁴²⁾。仲裁事例の多くは、投資契約の締結を「投資設立」の一応の基準として、その締結前の契約締結前書面（Letter of Intent, LOI）⁴³⁾について、当事者の同意⁴⁴⁾、法

37) 伊藤一頼（2008年）pp. 22-32

38) See, Schreuer（2009）, pp. 14-210

39) Id., pp. 41-82

40) ICSID Convention: A Commentary,

41) 玉田大（2009年）p. 130

42) *Mihaly v. Sri Lanka*, Award on 15 March 2002, para.49

的拘束力の有無⁴⁵⁾、金銭的価値の有無⁴⁶⁾などから、「投資」要件充足性が判断されている⁴⁷⁾。

このように、投資設立後に紛争が生じた場合には、ISDS条項に基づく仲裁によって、投資設立前の活動についてもカバーされうる。一方で、投資設立前の段階で紛争が生じた場合には、ISDS条項においてICSID仲裁が利用される場合には、管轄権の対象外となる可能性が高い。しかし、投資に関する事業活動において、投資設立前と設立後を明確に区別することは困難である。事業活動における投資設立は、その準備段階から実際の事業実施まで一連の過程として捉えられる。このような事業活動において、投資設立前の活動が、投資条約の保護対象となるか否かが不確実であることは、投資リスクを高めることになり、投資の自由化を妨げる参入障壁となりうる。

なお、ICSID仲裁以外の手続、たとえば国連国際商取引委員会（United Nations Commission on International Trade Law, UNCITRAL）の仲裁規則にしたがった手続が利用される場合には、適用される投資条約の規定のみによって判断されることになる。投資条約の規定が、投資の「設立、取得、拡大」を含めたものである場合には、投資設立前の活動についても事項管轄の範囲内となる。

また、賠償額の算定における投資設立前の活動に伴う支出の扱いも問題となる。投資設立前の活動に伴う支出についての損害賠償が認められるかは、事例ごとの個別事情に依存する⁴⁸⁾。適用される投資条約において、投資設立前の損失や損害を含む規定が置かれている場合には、それにしたがった判断がなされる。また、その

後に投資契約が締結され、そこに「すべての損失と損害」を対象とするような規定が置かれている場合にも、投資設立前の活動に伴う支出も損害賠償の対象となる⁴⁹⁾。そうした投資条約および投資契約の規定などが無い場合、投資受入国による具体的（違法）行為と損害との間の因果関係の有無によって判断されることになる。

このように、投資設立後に紛争が生じた事例においては、必ずしも投資設立前の活動（潜在的投資）と投資設立後の活動（投資）について区別をしていない。しかし、適用される投資条約において投資設立前の活動に対する義務ついて明確に規定していない場合でも、投資設立前の支出について投資家の損害を認定している仲裁事例も存在する⁵⁰⁾。

以上のように、投資設立前段階の潜在的投資家が、投資設立前の活動や支出に関連して投資条約仲裁を利用することは、不可能ではないが、管轄権段階で非常に高いハードルが存在する。また、自由化型の投資条約が締結されているにもかかわらず、一方締約国が投資参入について制限が設けている場合、他方の締約国の国民（潜在的投資家）は、投資設立前の活動を行うことが困難であり、ISDS条項による手続によって自由化を確保することには困難がある。

Ⅲ－２．投資条約締約国間の紛争処理

自由化を定める投資条約については、参入段階での障壁によって条約違反が発生しても、ISDS条項の手続は利用できない可能性が高い。参入障壁に関する条約違反を是正して、投資の自由化を実現する方法として、（潜在的）投資家によるISDS条項の利用以外に考えられるのは、締約国

43) この他に、最終的な投資契約の締結前には、Letter of Agreement (LOA), Letter of Extension (LOE), Protocol of Intent (POI) などと呼ばれる書面が交わされる。

44) *Mihaly v. Sri Lanka, Zhinvali v. Georgia*

45) *Generation Ukraine v. Ukraine, Petrobart v. Kyrgyz*

46) *Nagel v. Czech*

47) 玉田大 (2009年) pp. 138-139

48) *See, Ripinsky, Sergey and Williams, Kevin (2008)*

49) *Autobista v. Venezuela*, Decision on Jurisdiction 27 September 2001, para. 263

50) *PSEG v. Turkey*

間紛争解決(State-State Dispute Settlement, SSSD, Inter-State Dispute Settlement)である。

投資条約には、ISDS条項のほかに、SSDS条項が規定される。たとえば、日＝ウクライナBIT第17条は以下の通り規定する⁵¹⁾。

- 1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。
- 2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても十分な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。
- 3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。
- 4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。
- 5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を

遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

このようなSSDS条項に基づいた締約国間紛争解決には2つのパターンが考えられる。特定の自国投資家の請求を代替する場合と投資条約の運用に関わる紛争の場合である。自由化の実現においては、後者が重要となる。すなわち、個別の投資家の利益とは区別された投資条約上の義務違反についての請求である。

投資条約が自由化を含むものである場合、換言すれば投資設立前の活動についても対象とする場合、(潜在的)投資受入国の国内法整備が不十分で参入障壁となっている場合、個別投資家に損害が発生する以前に投資条約違反が生じうる。その場合、前述の通り、投資を実際になしている投資家は存在せずISDS手続による(潜在的)投資受入国の投資条約の自由化に関する規定の違反の是正は不可能となる。したがって、(潜在的)投資受入国ではない他方の締約国が、SSDS条項によって是正を求めることが考えられる。

しかし、これまでの実行では、SSDS条項に基づく締約国間紛争解決手続が利用された例は非常に限られている⁵²⁾。特定の自国投資家の請求を代替して提起された事例と条約文言の解釈について提起された事例となっている。後者についても、投資の自由化に直接関係する「参入障壁」に関する紛争がSSDS条項に基づいて提起されたものではない。ただし、条約文言の解釈について提起された事例が存在するという事は、一方の締約国における外国投資の参入障壁が、投資条約の自由化に関連する規定の解釈適用の問題としてSSDS条項に基づく締約国間紛争解決手続の対象となりうる。SSDS条項に基づく締約国間紛争解決手続が、投資の自由化の実現に重要であるならば、積極的に利用されるための方策も必要となる。

51) 日本の締結したBITおよび投資章を含むEPAでは、日＝ロシアBITが有効的協議のみを規定する以外は、SSDSを含む。

52) 公開されている事例としては、Italian Republic v. Republic of Cuba (2008) および Republic of Ecuador v. United States of America (2012) がある。小畑郁 (2014年)pp. 6-22を参照。

Ⅲ-3. 投資条約締約国間の協議・交渉システム

投資条約においては、締約国間の協議手続で投資条約規定の解釈および適用に関する問題を検討できるという規定がおかれる例がある。モデル BIT を例にあげれば、カナダのモデル BIT 第 48 条 1 項、コロンビア 2007 年モデル BIT 第 12 条がある。また、日本が締結した BIT および EPA においても、日＝香港 BIT 第 11 条 1 項、日韓 BIT 第 14 条 1 項、日＝メキシコ EPA 第 152 条 1 項、日＝マレーシア EPA 第 146 条 1 項、日＝ブルネイ EPA 第 108 条 1 項、日＝インドネシア EPA 第 140 条 1 項、日＝タイ EPA 第 161 条 1 項、日＝チリ EPA 第 177 条 1 項、日＝ベトナム EPA 第 117 条 1 項などこの種の規定をおくものが多い。独立した協議条項がなくとも、SSDS 条項において、条約の解釈または適

用に関する紛争をまず協議によって解決に努めるといふ文言があるのが通例であるから、投資条約の解釈・適用の問題を締約国間協議で検討することが可能である。

参入障壁の逡減は、相互性があるため締約国間の協議や交渉が重要な意味を持つ。締約国が、交渉によって相互に参入障壁を削減することによって、投資の自由化が進められる。また、投資条約において自由化に合意した場合には、締約国の外国投資に対する規制の状況などを監視・評価する仕組みが必要であろう。たとえば、投資条約においても、締約国間の協議手続を発展させるなどによって、WTO における貿易政策検討制度 (Trade Policy Review Mechanism, TPRM) と同様の制度を整備することが考えられる⁵³⁾。

IV. おわりに

投資条約における投資の自由化は、投資の定義の拡大、実体規定の対象拡大、紛争処理の対象拡大（潜在的投資家、投資設立前の活動における損害）などの形で規定される。とくに近年の投資条約や EPA・FTA における投資章は、投資外国投資に対する規制など投資の自由化を妨げる参入障壁の逡減のための実体的ルールの整備が進んでいる。

しかし、投資の自由化を実質的なものにするためには、これまで、投資条約違反に対する制度として用いられてきた投資家による ISDS 条項を利用した責任追及（損害賠償）請求では限界があり、締約国間の制度構築・整備が必要で

ある。また、二国間条約を中心に締結されてきた相互的条約である投資条約で、投資の自由化を進めることには限界がある。世界銀行、OECD、UNCTAD、WTO といった「多角的フォーラム」において、投資の自由化に関する国際的ルール・国際協力システムの構築が望ましいと考える⁵⁴⁾。その場合、投資の自由化それ自体を進めるルールだけではなく、投資規制における「透明性」の確保⁵⁵⁾、投資環境整備支援なども合わせて検討する必要がある。

53) UNCTAD による Investment Policy Reviews の取り組みを発展させることも考えられる。UNCTAD の Investment Policy Reviews については、<https://unctad.org/en/Pages/DIAE/Investment%20Policy%20Reviews/About-IPRs.aspx> を参照。

54) たとえば、環太平洋地域における取り組みについて、Feldman M., Monardes Vignolo R., Rodriguez Chiffelle C. (2017) を参照。また、Sauvant, Karl P. and Chen, Huiping (2013)

55) 小寺彰 (2006 年) を参照。See also, Jacobs, Scott and Jacqueline Coolidge (2006)

参 考 文 献

- 石戸信平・米谷三以・藤井康次郎(2016年-1)
「TPPと政府・企業法務(第5回)投資(1)
投資自由化・保護の実体規定(上)」『NBL』
(商事法務)第1072号, pp. 49-60
- 石戸信平・米谷三以・藤井康次郎(2016年-2)
「TPPと政府・企業法務(第6回)投資(2)
投資自由化・保護の実体規定(下)」『NBL』
(商事法務)第1074号, pp. 57-68
- 伊藤一頼(2008年)「投資仲裁の対象となる投資家／投資財産の範囲とその決定要因」
『RIETI Discussion Paper Series 08-J-011』
(独立行政法人経済産業研究所)
- 小畑郁(2014年)「国際投資協定と国家間請求」
『RIETI Discussion Paper Series 14-J-005』
(独立行政法人経済産業研究所)
- 川瀬剛志(2009年)「投資協定における経済的
セーフガードとしての緊急避難—アルゼンチ
ン経済危機にみる限界とその示唆」『RIETI
Discussion Paper Series 09-J-003』(独立行政
法人経済産業研究所)
- 川瀬剛志(2019年)「ロシア・貨物通過事件パネ
ル報告書—米国・232条紛争の行方とWTO
体制への影響—」RIETI Special Report, 2019
年4月19日, [https://www.rieti.go.jp/jp/
special/special_report/104.html](https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/104.html)
- 小寺彰(1998年)「多数国間投資協定(MAI)
—投資自由化体制の意義と課題」『日本国際
経済法学会年報』(日本国際経済法学会)第
7号, pp. 1-18
- 小寺彰(2006年)「投資協定における「透明性」
—位置付けと対処—」『RIETI Discussion
Paper Series 06-J-026』(独立行政法人経済産
業研究所)
- 小寺彰(2010年)編『国際投資協定—仲裁に
よる法的保護』(三省堂)
- 高桑昭(1998年)「多数国間投資協定(MAI)
(案)における紛争解決手続」『日本国際経
済法学会年報』(日本国際経済法学会)第7号,
pp. 39-59
- 田島陽一(2013年)「アルゼンチンに関わる投
資家対国家の紛争処理:日本への教訓」『ラ
テンアメリカレポート』(日本貿易振興機構
アジア経済研究所)第30巻2号, 47-56頁
- 玉田大(2009年)「投資協定仲裁における投資
前支出の保護可能性」『投資協定仲裁研究会
報告書(平成20年度)』((財)公正貿易セン
ター), pp. 123-148
- 玉田大(2012年-1)「国際投資協定上のパフォー
マンス要求禁止条項の法構造」『RIETI Policy
Discussion Paper Series 12-P-012』(独立行政
法人経済産業研究所)
- 玉田大(2012年-2)「TPPにおける投資保護と投
資自由化(特集 TPPの法的インパクト)」『ジュ
リスト』(有斐閣)第1443号, pp. 48-53
- 中川淳司(2016年)「TPPと日本—TPPの日
本へのインパクトを探る 第3回 2. TPP
の内容(1) 貿易・投資の自由化 b サービス
貿易・投資の自由化」『貿易と関税』(日本
関税協会)64巻8号, pp. 17-33
- 西元宏治(2010年)「国際投資法体制のダイナ
ミズム—国際投資協定ネットワークの形成と
展開」『ジュリスト』(有斐閣)第1409号,
pp. 74-85
- 濱本正太郎(2008年)「投資保護条約に基づく
仲裁手続における投資契約違反の扱い」
『RIETI Discussion Paper Series 08-J-014』
(独立行政法人経済産業研究所)
- 平見健太(2014年)「国際通商法における無差
別原則と相互主義:「分離」から「結合」へ」
『日本国際経済法学会年報』(日本国際経済
法学会)第23号, pp. 165-183
- 平見健太(2019年)「国家安全保障を理由とし
た経済規制とWTOの安全保障例外」国際法
学会エキスパート・コメントNo. 2019-6,
2019年5月16日, [https://jsil.jp/archives/
expert/2019-6](https://jsil.jp/archives/expert/2019-6)

- 森肇志・小寺彰 (2014年)「国際投資協定における『一般的例外規定』について」『RIETI Discussion Paper Series 14-J-007』(独立行政法人経済産業研究所)
- Berger, Axel, Busse, Matthias, Nunnenkamp, Peter and Roy, Martin (2013), “Do trade and investment agreements lead to more FDI? : Accounting for key provisions inside the black box”, *International Economics and Economic Policy*, Vol. 10, Issue 2, pp. 247-275
- Busse, Matthias, Königer, Jens and Nunnenkamp, Peter (2010), “FDI promotion through bilateral investment treaties: more than a bit?”, *Review of World Economics*, Vol. 146, Issue 1, pp. 147-177
- Dolzer, Rudolf and Christoph Schreuer (2008), *Principles of International Investment Law*, Oxford University Press
- Feldman M., Monardes Vignolo R., Rodriguez Chiffelle C. (2017) “The Role of Pacific Rim FTAs in the Harmonization of International Investment Law: Towards a Free Trade Area of the Asia-Pacific”. In: Julien Chaisse, Tomoko Ishikawa, Sufian Jusoh (eds) *Asia’s Changing International Investment Regime. International Law and the Global South (Perspectives from the Rest of the World)*. Springer, Singapore.
- Franck, Susan D. (2007), “Foreign Direct Investment, Investment Treaty Arbitration and the Rule of Law”, *McGeorge Global Business and Development Law Journal*, Vol. 19, pp. 337-373
- Jacobs, Scott and Jacqueline Coolidge (2006), “Reducing Administrative Barriers to Investment”, *FIAS Occasional Papers*
- Mann, Howard (2007), “Investment Liberalization: Some Key Elements and Issues in Today’s Negotiating Context”, *Issues in International Investment Law Background Papers for the Developing Country Investment Negotiators’ Forum*
- Meguro, Maiko (2017), “Elimination barriers to the entry and to the establishment of energy investments: Negotiating non-discriminatory pre-investment obligations, market access and facilitation investment in the energy sector”, *Energy Charter, Occasional Paper Series*.
- Nikièma, Suzy H. (2014), “Performance Requirements in Investment Treaties”, *Best Practices Series - December 2014* (International Institute for Sustainable Development)
- OECD (2007), *International Investment Perspectives 2007, Freedom of Investment in a Changing World*, OECD Publishing
- OECD (2015-1), *Policy Framework for Investment*, OECD Publishing
- OECD (2015-2), *Overcoming Barriers to International Investment in Clean Energy, Green Finance and Investment Series*, OECD Publishing
- OECD (2018), *Current Trends in Investment Policies related to National Security and Public Order*, OECD Publishing
- Ripinsky, Sergey and Williams, Kevin (2008), *Damages in International Investment Law*, BIICL
- Schreuer, Christoph H. (2009), *The ICSID Convention: A Commentary*, Cambridge University Press
- UNCTAD (2003), *Foreign Direct Investment and Performance Requirements: New Evidence from Selected Countries*, UNCTAD/ITE/IIA/2003/7, United Nations Publication
- UNCTAD (2013), *World Investment Report 2013*, United Nations Publication
- UNCTAD (2014), *World Investment Report 2014*, United Nations Publication
- World Bank (2004), *World Development Report 2005: A Better Investment Climate for Everyone*, World Bank and Oxford University

Press

World Bank (2015), *Doing business 2015: going beyond efficiency*, World Bank Group
Yackee, Jason W. (2010), “Do Bilateral Investment Treaties Promote Foreign Direct Investment?: Some Hints from Alternative Evidence”, University of Wisconsin Legal Studies Research Paper No. 1114, <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1594887>

ISDS 事例

Autopista v. Venezuela: Autopista Concesionada de Venezuela, C.A. v. Bolivarian Republic of Venezuela, ICSID Case No. ARB/00/5
F-W Oil Interests v. Trinidad and Tobago: F-W Oil Interests, Inc. v. The Republic of Trinidad and Tobago, ICSID Case No. ARB/01/14
Generation Ukraine v. Ukraine: Generation Ukraine, Inc. v. Ukraine, ICSID Case No. ARB/00/9
Glamis v. United States: Glamis Gold, Ltd. v. The United States of America, UNCITRAL
Mihaly v. Sri Lanka: Mihaly International Corporation v. Democratic Socialist Republic of Sri Lanka, ICSID Case No. ARB/00/2

Nagel v. Czech: William Nagel v. The Czech Republic, SCC Case No. 049/2002

Petrobart v. Kyrgyz: Petrobart Limited v. The Kyrgyz Republic, SCC Case No. 126/2003

PSEG v. Turkey: PSEG Global, Inc., The North American Coal Corporation, and Konya Ingin Elektrik Üretim ve Ticaret Limited Sirketi v. Republic of Turkey, ICSID Case No. ARB/02/5

Waste Management v. Mexico (II): Waste Management, Inc. v. United Mexican States (“Number 2”), ICSID Case No. ARB(AF)/00/3

Zhinvali v. Georgia: Zhinvali Development Ltd. v. Republic of Georgia, ICSID Case No. ARB/00/1

SSDS 事例

Italian Republic v. Republic of Cuba, ad hoc state-state arbitration at http://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0434_0.pdf

Republic of Ecuador v. United States of America (PCA Case No. 2012-5)